

閣 副 第 639 号
府 地 創 第 329 号
令和 8 年 7 月 21 日

各都道府県知事 殿
(地方創生担当課、市町村担当課扱い)

内閣官房地域未来戦略本部事務局長
内 閣 府 地 方 創 生 推 進 室 長

地域未来戦略を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂について（通知）

本日、2026 年度を初年度とする 5 か年の新たな「地域未来戦略」（以下「本戦略」という。）が閣議決定されました。

本戦略は、強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組に加え、これまでの地方創生で進めてきた取組も含めた全体戦略として取りまとめたものです。

国では、経済に重きを置いた取組を進めていくために、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていくため、「戦略産業クラスター計画」、「地域産業クラスター計画」、「地場産業成長プラン」の 3 種類の計画で強い地域経済の構築を目指すこととしています。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条又は第 10 条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

昨年 12 月には、「地方創生に関する総合戦略」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）を踏まえ改訂した「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和 7 年 12 月版）」を策定・周知するとともに、各地方公共団体におかれても、地域の実情に応じて、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略の検討・策定・改訂に努めていただく等、対応をお願いしたところであり、「地方創生に関する総合戦略」を勘案して地方版総合戦略を策定・改訂している地方公共団体においては、今般の本戦略の策定に伴い、

必ずしも地方版総合戦略を策定・改訂いただく必要はありません。このため、本戦略を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂要否については、それぞれの地域の実情に応じて、ご検討ください。

また、地方公共団体が主体となって策定し、実施していくこととなる「地域産業クラスター計画」、「地場産業成長プラン」（以下「地域産業成長プラン」という。）については、地方版総合戦略とは別の特定の様式をもって個別に作成・提出いただくことを基本としており、「地域産業成長プラン」の策定について（依頼）」（令和8年5月22日付事務連絡）にてお示しした留意事項等を踏まえ、地域産業成長プランを策定いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。